

監査公表第 743 号

包括外部監査の結果を受けて講じた措置について、地方自治法第 252 条の 38 第 6 項前段の規定により京都市長及び京都市教育委員会から通知がありましたので、同項後段の規定により、その内容を次のとおり公表します。

平成 29 年 12 月 27 日

| | | | | |
|---------|---|---|---|---|
| 京都市監査委員 | 津 | 田 | 大 | 三 |
| 同 | 中 | 野 | 洋 | 一 |
| 同 | 鶴 | 谷 | | 隆 |
| 同 | 光 | 田 | 周 | 史 |

1 平成 28 年度包括外部監査（平成 29 年 3 月 30 日監査公表第 733 号）

（各学校の状況－1）

| 指 摘 事 項 |
|--|
| 第2 各学校の状況 2 学校の実施監査 2.3 京都市立太秦小学校 2.3.3 物品等の調達 2.3.3.3 監査の結果及び意見 (1) 見積書、納品書及び請求書の日付の未記入について (指摘事項) 日付欄は業者側で記入の済んだものを徴すべきである。 |

| 講 じ た 措 置 |
|--|
| 該当校に対し、今後見積書、納品書、請求書は業者側で日付欄を記入した書面を徴するよう指導した。 また、適正な事務の徹底を図るため、教育委員会事務局全所属に対して平成 29 年 5 月 8 日付で教育長名通知「平成 28 年度包括外部監査及び定期監査の結果を踏まえた適正な事務の確保について（通知）」を発出するとともに、5 月 8 日開催の局課長会、5 月 11 日開催の局庶務担当係長会においても指摘事項を周知し、適正な事務を行うよう指導した。 更に学校職場に対しては、平成 29 年 5 月 23 日付け「平成 28 年度包括外部監査及び定期監査の結果を踏まえた適正な事務の確保について（重要通知）」を発出し、全学校長・園長に対して適正な事務の執行を行うよう周知した。 |

| 指 摘 事 項 |
|---|
| 第7 公益財団法人 京都市生涯学習振興財団 6 物品購入手続き 6.6 監査結果及び意見 (指摘事項) ① 見積書、納品書、請求書の日付欄未記入について、日付欄は事業者側で記入の行われたものを徴すること |

| 講 じ た 措 置 |
|--|
| 公益財団法人京都市生涯学習振興財団の全所属が出席する所属長会（平成 29 年 5 月 12 日開催）及び副館長・係長会（平成 29 年 6 月 23 日開催）において、見積書、納品書、請求書について、日付欄は事業者側で記入したものを求めるよう徹底をし、事業者が持参した書類に記入漏れがあれば、その場で事業者に記入させるようにすることを確認した。 |

2 平成 25 年度包括外部監査（平成 26 年 3 月 31 日監査公表第 693 号）

（市税に係る軽減措置－1）

| 指 摘 事 項 |
|---|
| 第2章 市税に係る軽減措置 第4 監査結果 2. 個人の市民税 （1）市税条例第35条の運用 ⑥ 実質的に課税免除・不均一課税として運用されている市税条例第35条第2項各号の減免の合理性について、 【指摘事項】 市税条例第35条第2項各号の2つ以上に該当する場合、適用関係を条例等で明確に定められたい。 |

| 講 じ た 措 置 |
|--|
| 一般的な法令解釈として、市税条例第35条第2項各号の2つ以上に該当するような場合の適用関係については、最も大きい減免率に他の減免率が包含されるものとなっており、現在の条例から適用関係が読み取れるため、検討した結果、別途、条例等で定めないこととした。 |

| 指 摘 事 項 |
|--|
| 第2章 市税に係る軽減措置 第4 監査結果 2. 個人の市民税 (3) 市税条例第35条第1項各号の減免 ② 失業給付受給資格者（市税条例第35条第1項2号） 【指摘事項】 本市市税条例第35条第1項の「市長が必要があると認める場合においては」との要件は通知等ではなく規則（施行細則）において可能な限り具体的に定めることを検討されたい。 |

| 講 じ た 措 置 |
|--|
| 検討した結果、取扱通知は、失業給付受給資格者であることを確認するための取扱いを定めたものであり、減免の要件を定める趣旨ではないことから、当該通知の内容について、規則化は行わないこととした。 |

| 指 摘 事 項 |
|--|
| 第2章 市税に係る軽減措置 第4 監査結果 4. 事業所税 (2) その他の減免 【指摘事項】 特定の社団法人が開設する老人保健施設についての減免に係る規定ではなく、制度としての減免規定を検討すべきである。 |

| 講 じ た 措 置 |
|--|
| 平成29年3月に個別通達を廃止するとともに、市税条例施行細則を改正し、一般規定として制度化した。 |

| 指 摘 事 項 |
|--|
| 第２章 市税に係る軽減措置 第４ 監査結果 ５．固定資産税 （２）市税条例施行細則による課税免除 ⑥ 第６号「私立学校法第６４条第４項に規定する法人がその設置する寄宿舍で学校教育法第１３４条第１項の各種学校に係るものにおいて直接その用に供する家屋及びその敷地 【指摘事項】 本号の課税免については、必要性を検討すべきである。 |

| 講 じ た 措 置 |
|------------------------------------|
| 平成２９年３月に市税条例施行細則を改正し、本号の課税免除を廃止した。 |

| 指 摘 事 項 |
|--|
| 第2章 市税に係る軽減措置 第4 監査結果 5. 固定資産税 (3) 基本通達による課税免除 ① 基本通達1号の課税免除について 【指摘事項】 本課税免除の廃止を検討されたい。 |

| 講 じ た 措 置 |
|-----------------------------|
| 平成28年12月に要綱を改正し、本課税免除を廃止した。 |

| 指 摘 事 項 |
|---|
| 第2章 市税に係る軽減措置 第4 監査結果 5. 固定資産税 (3) 基本通達による課税免除 ④ 基本通達4号の課税免除について 【指摘事項】 京都府が非課税となる対応を取っていない以上、本号課税免除は廃止を含め検討されたい。 |

| 講 じ た 措 置 |
|------------------------------|
| 平成28年12月に要綱を改正し、本号課税免除を廃止した。 |

(監査事務局)